

税金の基礎知識（その1）

D分野は、リタイアメントプランニングが中心テーマです。その主な中身は、年金の受け取り方とそれに関する税金になります。今回は、退職所得に係る税の基礎知識についてお話しします。なお、税に関しては、国税庁のHPを是非参照して頂きたいと思います。ここでも、そこに掲載されている（パンフレット「暮らしの税情報」（令和元年度版）<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/index.htm> やタックスアンサー）からの抜粋でお話します（本文のゴシック部分が抜粋です）。

1. 退職所得となるもの（タックスアンサー No.2725 から

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2725.htm>)

原則として、以下のように説明されています。

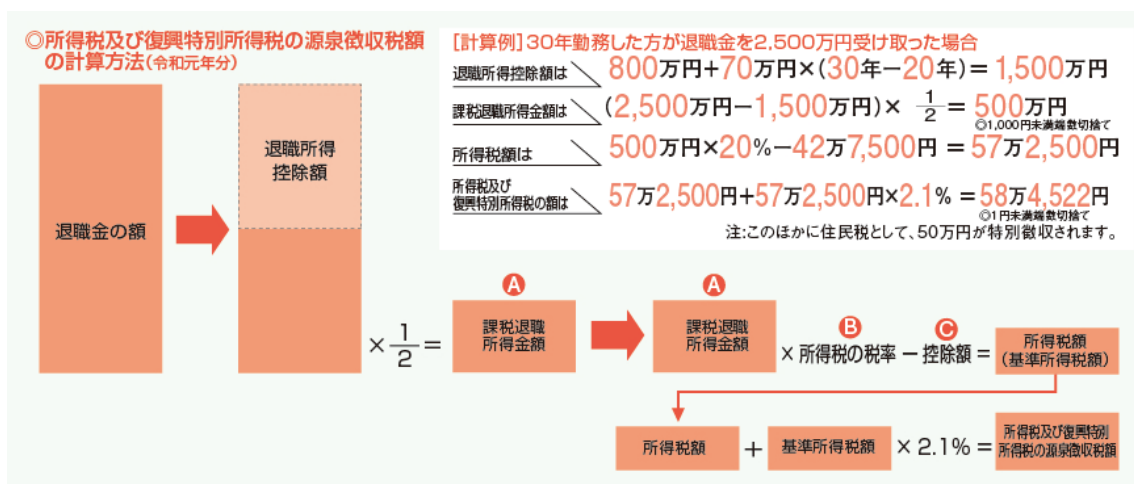
退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（これらを「退職手当等」といいます。）に係る所得をいいます。

すなわち、退職所得として課税される退職手当等とは、退職しなかったとしたならば支払われなかったもので、退職したことに基因して一時に支払われることとなった給与をいいます。

したがって、退職に際し又は退職後に使用者等から支払われる給与で、支払金額の計算基準等からみて、他の引き続き勤務している人に支払われる賞与等と同性質であるものは、退職所得ではなく給与所得とされます。

この原則の説明以外の説明もありますが、相当量ありますのでここでは割愛します。時間のある方は、一度、目を通してください。

2. 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の計算方法（令和元年度分）



この図によって、退職所得に係る税計算の流れを理解してください。試験対策としては、税額の計算も出題されますが、計算途中の退職所得控除額の算出なども出題されていますので、その流れを頭に入れてください。

3. 退職所得の金額

まずは、退職所得の金額です。退職所得の金額は、退職金の金額ではなく、税率を掛ける前の課税所得金額になります。この金額の算出も、よく出題されます。

退職所得の金額は、原則として、次のように計算します。

$(\text{収入金額（源泉徴収される前の金額）} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$

なお、確定給付企業年金規約に基づいて支給される退職一時金などで、従業員自身が負担した保険料又は掛金がある場合には、その支給額から従業員が負担した保険料又は掛金の金額を差し引いた残額を退職所得の収入金額とします。

(注) 役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払を受けるものについては、平成25年分以後は退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得の金額になります（上記計算式の1/2計算の適用はありません。）。

「役員等勤続年数」とは、退職金等に係る勤続期間のうち、役員等として勤務した期間の年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）をいいます。

「役員等」とは次のイ～ハに掲げる人をいいます。

イ 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者

ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

ハ 国家公務員及び地方公務員

退職所得に係る税額計算の流れのうち、退職所得の金額を算出する部分「 $(\text{収入金額（源泉徴収される前の金額）} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$ 」は基本の基です。受験者にとっては、必須の知識です。1級レベルの出題を考えると、例外や注意書きにも着目してください。例えば、上記下線部などです。例外や注意書きは多数あるので、どこまで理解しておく必要があるのかは難しいところですが、退職所得の金額を算出する流れの中で「1/2」とするところは大きなポイントになるので、それが適用されないケースを理解しておく必要があると思います。

4. 退職所得控除額の計算方法

退職所得控除額は、次のように計算します。

退職所得控除額の計算の表

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円 × A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (A - 20年)

(注) 1 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

2 前年以前に退職金を受け取ったことがあるとき又は同一年中に2か所以上から退職金を受け取るときなどは、控除額の計算が異なることがあります。

(例) 1 勤続年数が10年2ヶ月の人の場合の退職所得控除額

勤続年数は11年になります。(端数の2ヶ月は1年に切上げ)

$40 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数}) = 40 \text{ 万円} \times 11 \text{ 年} = 440 \text{ 万円}$

2 勤続年数が30年の人の場合の退職所得控除額

$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年}) = 800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times 10 \text{ 年} = 1,500 \text{ 万円}$

この退職所得控除額の計算も良く出題されています。上記の表が既に頭に入っている方も多いと思います。必須知識です。1級受験者は、この必須知識に加えて、注の2つもおさえておいてください。数値例まで出ていますので、そのまま出題される可能性もあります。

5. 勤続年数の重複期間

この退職所得控除額の計算において、DCプランナーとして更に知っておくべき知識として、勤続年数の重複期間、特に確定拠出年金の拠出年数とDB型の勤続年数の取扱いがあります。これについては、タックスアンサーのNo.2732 退職手当等に対する源泉徴収 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2732.htm>) の中に次のようにあります。

なお、次に掲げる重複期間がある場合には、本年分の退職手当等の勤続年数に基づき上記表により算出した退職所得控除額から、重複期間の年数(重複期間に1年未満の端数がある場合には切り捨てます。)に基づき上記表により算出した退職所得控除額相当額を控除した残額が退職所得控除額となります。

1 本年分の退職手当等が、前年以前にその支払者又は他の支払者から支払われた退職手当等の勤続期間を通算して計算している場合に、本年分の退職手当等の勤続期間と前年以前に支払われた退職手当等の勤続期間との重複期間

2 前年以前4年内(確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた年分は前年以前14年内)に他の支払者から支払われた退職手当等(以下「前の退職手当等」といいます。)がある場合に、本年分の退職手当等の勤続期間と前の退職手当等の勤続期間との重複期間

なお、前の退職手当等の収入金額が、前の退職手当等の勤続年数に基づき上記表により計算した額を下回る場合には、前の退職手当等の勤続期間はその期間の初日から次表の算式により計算した数(1未満の端数は切り捨てます。)に相当する年数を経過した日の前日までの期間であったものとして、本年分の退職手当等の勤続期間との重複期間の計算をします。

前の退職手当等の収入金額	算 式
800万円以下の場合	収入金額 ÷ 40万円
800万円を超える場合	(収入金額 - 800万円) ÷ 70万円 + 20

(注) 上記の方法により計算した額が80万円未満である場合には、退職所得控除額は80万円となります。また、障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額(80万円未満の場合は80万円)に、100万円を加えた金額となります。

つまり、拠出年数と勤続年数は通算され、重複部分は加算されません。

4. 退職所得の源泉徴収税額の速算表

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2732_besshi.htm)

[平成 30 年 4 月 1 日現在法令等]

退職所得の源泉徴収税額の速算表			
課税退職所得金額 (A)	所得税率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
195 万円以下	5%	0 円	((A) × 5%) × 102.1%
195 万円を超え 330 万円以下	10%	97,500 円	((A) × 10% - 97,500 円) × 102.1%
330 万円を超え 695 万円以下	20%	427,500 円	((A) × 20% - 427,500 円) × 102.1%
695 万円を超え 900 万円以下	23%	636,000 円	((A) × 23% - 636,000 円) × 102.1%
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円	((A) × 33% - 1,536,000 円) × 102.1%
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円	((A) × 40% - 2,796,000 円) × 102.1%
4,000 万円超	45%	4,796,000 円	((A) × 45% - 4,796,000 円) × 102.1%

上記の速算表を用いることによって、課税退職所得金額(千円未満の端数金額を切り捨てた後の金額です)から、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額は、比較的簡単に求められます。なお、求めた税額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

例えば「課税退職所得金額」が 700 万円の場合には、求める税額は次のようになります。

$$(700 \text{ 万円} \times 0.23 - 636,000 \text{ 円}) \times 1.021 = 994,454 \text{ 円}$$

速算表は、税額計算のまとめのようものです。受験対策としては、どうしてこのような計算になるか説明が出来るようになると良いですね。また、計算途中の端数処理などにも、注目しておいてください。

以上、退職所得に係る税金についてでした。少し難解なところもありますが、確定拠出年金に関する国税庁の HP は是非活用してください。